中国語原文

日本語仮訳

附件1

货物贸易进口付汇管理改革试点办法

第一章 总则

第一条 为进一步完善货物贸易进口付汇(以 下简称进口付汇)管理,推进贸易便利化,促进 涉外经济发展,根据《中华人民共和国外汇管理 条例》相关规定,制定本试点办法。

第二条 国家外汇管理局及其分支机构(以下 简称外汇局) 依法对进口付汇的真实性与合规性 讲行监督管理。

第三条 进口付汇管理按照属地管理原则进 行,外汇局对辖内进口单位和经营外汇业务的金 融机构(以下简称银行)进行监管。

第四条 国家对货物贸易项下国际支付不予 限制。进口单位的进口付汇应当具有真实、合法 的交易基础,银行应对交易单证的真实性及其与 进口付汇的一致性进行合理审查。

第五条 外汇局对进口单位进口付汇情况进 行非现场总量核杳和监测预警, 对异常资金流动 情况进行现场监督核查(以下简称现场核查)。

第六条 外汇局在非现场总量核查及监测预 警的基础上,结合现场核查情况和进口单位遵守 外汇管理规定等情况, 将进口单位分为"一类进 口单位"、"二类进口单位"和"三类进口单位", 实行分类管理。

第七条 进口单位和银行应按本试点办法及 有关规定办理进口付汇业务, 并协助、配合外汇 局现场核查。

第二章 名录管理

添付1

貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法

第一章 総則

第一条 貨物貿易輸入外貨支払管理(以下は輸入 外貨支払と略称) を更に改善し、貿易利便化を推 進し、対外経済発展を促進するため、「中華人民共 和国外貨管理条例」の関連規定に基づき、本試行 弁法を制定する。

第二条 国家外貨管理局及びその分支機構(以下 は外管局と略称) は法律に基づき、輸入外貨支払 の真実性と合法性について監督管理を行う。

第三条 輸入外貨支払管理は属地管理原則に基づ き行い、外管局は所属地域の輸入単位と外貨業務 を経営する金融機関(以下は銀行と略称)に対し て監督管理を行う。

第四条 国家は貨物貿易項目下の国際支払につい て制限を設定しない。輸入単位の輸入外貨支払は 真実性と合法性の取引背景を有し、銀行は取引エ ビデンスの真実性と輸入外貨支払の一致性に対し て合理的な審査を行わなければならない。

第五条 外管局は輸入単位輸入外貨支払状況につ いてオフサイト総量審査と警戒モニタを行い、異 常資金流動状況についてオンサイト監督審査(以 下はオンサイト審査と略称)を行う。

第六条 外管局はオフサイト総量審査と警戒モニ タを行った上、オンサイト審査状況と輸入単位が 外貨管理規定を遵守する状況に基づき、輸入単位 を「一類輸入単位」「二類輸入単位」「三類輸入単 位」に分け、分類管理を行う。

第七条 輸入単位と銀行は本試行弁法及び関連規 定に基づき輸入外貨支払業務を行い、且つ外管局 のオンサイト審査に協力しなければならない。

第二章 「リスト」管理

第八条 进口单位依法取得对外贸易经营权 | 第八条 輸入単位は法律に基づき、対外貿易経営

后,应当持有关资料到外汇局办理"进口单位付汇名录"(以下简称名录)登记手续,并签署进口付汇业务办理确认书;登记信息发生变更的,应当到外汇局办理变更登记手续;进口单位终止经营或被取消对外贸易经营权的,应当到外汇局办理注销登记手续。

第九条 外汇局对列入名录三个月以内的新名录进口单位进行辅导管理。进口单位辅导期内的进口付汇业务应向外汇局进行事后逐笔报告。

第十条 外汇局统一向银行发布名录。不在名录的进口单位,银行不得直接为其办理进口付汇业务。

第十一条 对于已不具备名录登记条件的 进口单位,外汇局可将其从名录中注销。

第三章 进口付汇管理

第十二条 本试点办法所称进口付汇包括:

- (一) 向境外支付进口货款;
- (二) 向境内保税监管区域、离岸账户以 及境外机构境内账户支付进口货款 或深加工结转项下境内付款;
- (三) 其他贸易项下付款。

第十三条 进口单位应当根据结算方式、 贸易方式以及资金流向,按规定凭相关单证在银 行办理进口付汇业务。

进口单位应当按规定进行进口付汇核查信息申报。银行应当按规定向外汇局报送相关信息。

第十四条 付汇单位与合同约定进口单位、进口货物报关单经营单位应当一致。代理进口业务,应当由代理方负责进口、付汇。

権を取得した後、関連資料を持参し外管局に「輸入単位外貨支払リスト」(以下は「リスト」と略称)の登録手続を行い、且つ輸入外貨支払業務確認書にサインしなければならない。登録情報に変更がある場合、外管局に変更登記手続きをしなければならない。輸入単位は経営中止または対外貿易経営権が取り消された場合、外管局に取消登記手続きをしなければならない。

第九条 外管局は「リスト」に登録された3ヶ月 以内の新リスト輸入単位に対し指導管理を行い、 輸入単位指導期間内の輸入外貨支払は逐一外管局 に事後報告しなければならない。

第十条 外管局は統一に銀行に「リスト」を公布する。「リスト」に登録されていない輸入単位に対し銀行は直接にその企業に輸入外貨支払業務を行ってはいけない。

第十一条 「リスト」登記条件を具備しない輸入 単位に対して、外管局はその輸入単位を「リスト」 から取消すことができる。

第三章 輸入外貨支払管理

第十二条 本試点弁法でいう輸入外貨支払は以下 内容を含む:

- (一) 域外に支払う輸入貨物代金。
- (二) 域内の保税監督管理地域、オフショア口座 及び域外機構境内口座への輸入代金また は深加工転廠項目下の域内支払。
- (三) その他の貿易項目下の代金支払

第十三条 輸入単位は決済方式、貿易方式及び資金流動方向によって、規定に基づき関連エビデンスを持参し銀行で輸入外貨支払業務を行わなければならない。

輸入単位は規定に基づき輸入外貨支払審査情報 申告を行わなければならない。銀行は規定に基づ き、外管局に関連情報を報告しなければならない。

第十四条 輸入単位は契約で約定した輸入単位、 輸入貨物通関書経営単位と一致しなればならない。代理輸入の場合、代理者が輸入・外貨支払を 行わなければならない。 第十五条 外汇局对不在名录进口单位和 "三类进口单位"进口付汇以及付汇单位与进口货物报关单经营单位不一致等业务实行事前登记管理。进口单位应当按规定到外汇局办理进口付汇业务登记。银行应当凭外汇局出具的登记证明和相关单证为进口单位办理进口付汇或开立信用证。

第十六条 外汇局对不在名录进口单位、 "二类进口单位"进口付汇业务和外汇局认定的 其他特殊进口付汇业务实行事后逐笔报告管理。 进口单位进口付汇后,需向外汇局逐笔报告其进 口付汇和对应的到货或收汇信息,并提供相关单 证或证明材料。

第四章 非现场核查与监测预警

第十七条 外汇局对进口付汇数据和进口 货物数据进行非现场总量比对,核查进口单位进 口付汇的真实性和一致性。

第十八条 外汇局以进口单位为主体,参考地区、行业、经济类型等特点,设置监测预警指标体系,对进口付汇和货物进口情况进行监测分析,实施风险预警,识别异常交易和主体。

第十九条 外汇局可根据宏观经济形势和 国际收支平衡需要调整监测预警内容。

第五章 现场核查

第二十条 外汇局根据非现场核查及监测 预警的结果,对于总量核查指标超过规定范围或 存在其他异常情况的进口单位进口项下外汇收支 业务实施现场核查。 第十五条 外管局は「リスト」に登録されていない輸入単位及び「三類輸入単位」の輸入外貨支払及び輸入単位は輸入貨物通関書経営単位に一致しない等業務に対して、事前登記管理を行う。輸入単位は規定に基づき外管局に輸入外貨支払業務登記をしなければならない。銀行は外管局が発行した登記証明及び関連エビデンスに基づき輸入単位に輸入外貨支払手続を行い、または信用状を開設しなければならない。

第十六条 外管局は「リスト」に登録されていない輸入単位及び「二類輸入単位」の輸入外貨支払及び外管局が認定したその他の特別輸入外貨支払業務に対して逐一五報告管理を行う。輸入単位は輸入外貨支払をした後、外管局に逐一二当該企業の輸入外貨支払及び対応する貨物到着又は外貨受取情報を報告しなければならず、しかも関連エビデンスまたは証明資料を提出しなければならない。

第四章 オフサイト審査と警戒モニタ

第十七条 外管局は輸入外貨支払データと輸入貨物データについてオフサイトでの比較をし、輸入単位輸入外貨支払の真実性と一致性を審査する。

第十八条 外管局は輸入単位を主体に、地区、業界、経済類型など特徴を参考し、警戒モニタ指標体制を設立し、輸入外貨支払と貨物輸入状況に対して監督分析を行い、リスクモニタニングを実施し、異常な取引と主体を識別する。

第十九条 外管局は、マクロ経済情勢及び国際収支均衡需要に基づき、警戒モニタの内容を調整することができる。

第五章 オンサイト審査

第二十条 外管局は、オフサイト審査と警戒モニタの結果に基づき、総量審査指標が規定範囲を超え、またはその他の異常状況を存在している輸入単位の輸入項目下の外貨収支業務に対しオンサイト審査を行う。

Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China)

第二十一条 外汇局可采取要求被核查单位 报告、约见进口单位负责人、现场调查等方式, 对进口单位进行现场核查。

第二十二条 外汇局可对银行办理进口付汇业务的合规性与报送相关信息的及时性、准确性和完整性实施现场核查。

第二十三条 进口单位和银行应当协助、配合外汇局现场核查,及时、如实提供相关资料。

第六章 分类管理

第二十四条 "二类进口单位"和"三类进口单位"确定前,外汇局应通知相关进口单位。 进口单位如有异议,可在收到书面通知之日起7 个工作日内向外汇局申述。

第二十五条 外汇局向银行和进口单位发布 对进口单位的分类管理信息,并将有关情况向其 他相关部门通报。

第二十六条 外汇局在名录管理、进口付汇 审核、进口付汇登记以及逐笔报告等业务环节对 进口单位实施分类管理。

第二十七条 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要,调整考核分类的期限、频率、标准以及适用的管理措施。

第七章 附则

第二十八条 进口单位是指已按规定向商务部门或其委托的机构办理备案登记,具有对外贸易经营权的单位。

第二十九条 银行和进口单位违反本试点办 法以及其他相关规定办理进口付汇业务的,由外 汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相 关规定处罚。 **第二十一条** 外管局は、審査された単位に報告を要求し、輸入単位責任者との面談、オンサイト調査など方式で輸入単位に対してオンサイト審査を行うことができる。

第二十二条 外管局は、銀行が輸入外貨支払業務の合法性と関連情報報告の即時性、的確性及び完備性に対してオンサイト審査を行うことができる。

第二十三条 輸入単位と銀行は外管局のオンサイト審査を協力し、即時に、事実通りに関連資料を 提出しなければならない。

第六章 分類管理

第二十四条 「二類輸入単位」と「三類輸入単位」 を確定する前に、外管局は関連輸入単位を通知し なければならない。輸入単位は異議がある場合、 書面通知を受領した日より7営業日以内に外管局 に陳述することができる。

第二十五条 外管局は銀行と輸入単位に輸入単位 の分類管理情報を公布し、しかも関連状況をその 他の関連部門に通知する。

第二十六条 外管局は「リスト」管理、輸入外貨 支払審査、輸入外貨支払登記及び逐一報告など業 務段階において輸入単位に対し分類管理を行う。

第二十七条 国家外貨管理局が国際収支状況及び 外貨管理需要に基づき、考課分類の期限、頻度、 標準及び適用の管理措置を調整することができ る。

第七章 付則

第二十八条 輸入単位とは、規定に基づき商務部門またはその委託機構に届出登記済み、対外貿易経営権を有する単位を指す。

第二十九条 銀行と輸出単位が本試行弁法及びその他の関連規定を違反し、輸入外貨支払業務をした場合、外管局は「中華人民協和国外貨管理条例」など関連規定に基づき処罰する。

第三十条 具有对外贸易经营权的保税监管区域内进口单位经营非保税货物的进口付汇、 具有对外贸易经营权的个人办理进口付汇业务参照适用本试点办法。

第三十一条 本试点办法由国家外汇管理局负责解释。

本试点办法自2010年5月1日起施行,以前法规与本试点办法相抵触的,按照本试点办法执行。

第三十条 対外貿易経営権を有する保税監督管理 地域の輸入単位の非保税貨物の輸入外貨支払、対 外貿易経営権を有する個人の輸入外貨支払業務 は、本試行弁法に照らし適用する。

第三十一条 本試行弁法は国家外貨管理局が解釈 の責任を負う。

本試行弁法は 2010 年 5 月 1 日より実施し、以前の規定が本通知に抵触する場合、本試行弁法を基準とする。

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 企画部調査室 商品開発部アドバイザリーマーケティング課】